

治験薬臨床試験実施契約書の変更に関する覚書 (治験薬管理期間延長)

学校法人近畿大学（以下『甲』という）と（以下『乙』
という）との間で契約締結した治験薬 の臨床試験（近畿
大学病院を実施機関とする令和 年 月 日付治験薬臨床試験実施契約書（以下「原
契約」という）によるものをいい、以下『本治験』という）について、以下のとおり
覚書を締結する。

1. 第1条 治験期間

変更前：契約締結日 ～ 令和 年 月 日

変更後：契約締結日 ～ 令和 年 月 日

2. 本治験の治験延長に伴う費用の差額分について、乙は甲に原契約別紙算定
様式1に基づくものとし、うち額 _____円を前払いするもの
とする。

3. 本覚書について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上これを解決するもの
とする。

上記の通り合意したので本覚書2通を作成し、甲乙各自その1通を保有する

令和 年 月 日

甲 大阪府大阪狭山市大野東377番地の2
近畿大学病院

病院長 東田 有智 印

乙

印